

教 総第1217号
教教企第1154号
令和4年8月17日

各 課 長
各地方機関の長
各教育機関の長
各 県 立 学 校 長
様

教 育 長

夏季休暇の取得期間の特例について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応による業務量の増加を踏まえ、令和4年においても、下記のとおり夏季休暇の取得期間にかかる特例措置を実施します。

については、職員に措置内容の周知を図っていただきますようお願いいたします。

各教育事務所にあつては、管内各市町組合教育委員会に対し、このことを通知願います。

記

夏季休暇の取得期間 5月から10月まで
(現行：5月から9月まで)